



司法改革が目指す公開社会 —透明で明確なルールに 基づく活力ある社会へ

日本経済新聞論説主幹

小島 明

本稿は小島明日本経済新聞社論説主幹の寄稿である。氏は、内閣の司法制度改革推進本部顧問もつとめる。小島氏は本稿で、「弱い司法制度」が災いして「官僚支配」がはびこり、これが現在、日本経済が直面している苦境の要因であると説く。「官僚支配」のツールとなったのは、言うまでもなく政府規制である。官が築き上げた規制の体系がいかに精緻なものであり、かつ不可解なものであるか（これを一つ一つ英語に訳してみたグレン・フクシマ氏の努力は賞賛されるべきである）も、一説に値する。「官治」から「法治」へと脱皮することが日本経済再生の条件であり、そのためには司法制度改革に拍車を掛けるべきであると言う小島氏の主張は、経済界にとっても大いに関心のあるところである。そこで、この度、当経済広報センターのポケット・エディションとして刊行することとした。

なお、本稿は『Journal of Japanese Trade & Industry (国際経済交流財団発行)』二〇〇二年五・六月号に英文で掲載されたものを同財団の許可を得て、日本語版としたものである。

二〇〇二年四月

「司法改革が目指す公開社会」

——透明で明確なルールに基づく活力ある社会へ——

執筆者 小島 明 日本経済新聞論説主幹

(二〇〇二年 四月)

小島 明 二じまあきら

日本経済新聞社常務取締役論説主幹



一九四二年 神奈川県生まれ。
早稲田大学 政治経済学部経済学科卒業。

一九六五年 日本経済新聞入社後、経済部、ニューヨーク特派員・支局長、八二年経済部編集委員兼論説委員、九二年編集局次長兼国際第一部長、九四年論説副主幹・二〇〇〇年より現職。
一九七七年新聞協会賞、八八年ヴォーレン・上田記念国際記者賞、八九年日本記者クラブ賞を受賞。

世界はいま、経済・社会の活性化、優良な資源、人材の誘致を目指して「制度改革競争」の時代にある。国、社会の競争力は内外の優良な人材、資源を引き寄せる魅力を有しているかにより大きく左右される。制度や慣行に魅力がなければ、人材もその他の資源もより魅力的な国へ流出してしまう。企業や人が国を選ぶ時代を迎えている。

そうした制度間競争の時代のなかで、一〇年にわたる経済・社会の「大停滞」に悩んでいる日本にとって政治改革、行政改革、地方分権推進、規制改革など様々な分野における構造改革が重要な課題となっている。司法制度の改革もその一環である。

この司法制度改革は、一九四七年に施行され

た日本国憲法に基づいて発足した現行の制度を、半世紀を経て初めての、また司法制度の使用者である国民の視点にたったの抜本的な改革をめざしたものである。従来の諸制度は、基本的には国家が人民を統治するという視点が強い。いま内閣が進めようとしている司法制度改革は、国民一人ひとりが統治客体意識から脱却して自らが自律的にかつ社会的責任を負った統治の主体として、改革そのものにも参画し、結果として日本を豊かで、活力がある社会にしようとす

る発想に基づくものである。

日本の社会は、かならずしも「法治社会」ではなく、官僚により支配される「官治」社会だという指摘がある。豊かなウィットを交えながら鋭い社会観察をしている竹内靖雄成蹊大学教授

授は「日本の終わり」という恐ろしい題名の著作（一九九七年、日本経済新聞社刊）で、物事の本質を巧みに描き出すジョークを紹介しながら、「日本はルールではなく官僚が支配する国」だと結論づけている。そのジョークとは次のようなものである。

ドイツでは、（法律で）禁止されていることは禁止されている。

イタリアでは、禁止されていることも時に許される。

旧ソ連では、許されたこと以外はすべて禁止されていた。

現ロシアでは、許されていることも時に禁止される。

イギリスでは、禁止されていることも許され

ていることも法律には書かれていない。

アメリカでは、禁止されていること以外はすべて許される。

さて、それでは日本ではどうか。

何が許されており、何が禁止されているかについては、官庁にお伺いをたてなければならぬ。別の言い方をすれば、「法律で禁止されていることはもちろん許されないが、法律でやっていいと明記していないことはすべて官庁にお伺いをたてなければならぬ」というのが日本の状況である。法律で禁止されていないからというだけで、何か自由にやっているという官庁から全く別の分野で思わぬしっぺ返しをくらいかねない。企業も、個人も、そう受け止めている。経済の規模（たとえばGDP＝国内総生産でみた

に対する政府の規模（租税負担や歳出規模）は欧米諸国とくらべ、かならずしも「大きな政府」ではない。だが、「お伺い」を必要とするため、作家の故司馬遼太郎氏は「日本の政府は重たい政府だ」と述べていた。

グレン・フクシマ元USTR日本部長（前在日米国商業会議所会頭）は、日本の政府による様々な規制がさながらタマネギのような構造になっていると述べ、規制の下にまた規制があり、少なくとも七つの層があるを指摘したことがある。規制タマネギの七層とは①法律(laws)・②政令(cabinet orders)・③省令(ministerial ordinances)・④通達(notifications)・⑤規制(regulations)・⑥内規(internal regulations)・⑦行政指導(administrative guidance)・である。

また、政府内部の資料によると、規制だけでも以下の二〇類型がある。①許可(permit)・②認可(authorization)・③免許(license)・④承認(approval)・⑤指定(designation)・⑥承諾(designation)・⑦認定(recognition)・⑧確認(confirmation)・⑨証明(verification)・⑩認証(validation)・⑪試験(examination)・⑫検査(inspection)・⑬検定(certification)・⑭登録(registration)・⑮審査(investigation)・⑯届け出(notification)・⑰提出(filing)・⑱報告(report)・⑲交付(submission)・⑳申告(statement)である。これらの英訳はフクシマ氏がだいたひ苦労して行ったものと推察される。彼自身は「これらの二〇類型に関して、関係省庁に勤める官僚以外は、教育を受けた日本人を含めて、類型

間の微妙なニュアンスや言外の意味のすべてについて知っていると言えるひとはほとんどなかった」と述べている。あるいは、関係省庁の官僚でもその違いが分からないのかもしれない。現実には、分かる必要もないようだ。官僚にとっては、外部に分からない、不透明な行政裁量が確保できればいいわけだからである。

それゆえに、誰もが何をするにも役所にお伺いをたてなければならぬということになる。一般の日本人からみて、これらの規制類型の違いはとても理解できないし、まして外国人にとっては理解できるはずがない。日本で事業展開しようとする外国企業は戸惑うばかりだろう。

こうした規制、規則のタマネギ構造は日本の社会の透明性をなくしてしまう。一つ、きわめ

てショッキングなリポートがある。スイスのローザンヌにあるビジネス・スクール、IMDが発行している「世界競争力年報」(The World Competitiveness Yearbook)の二〇〇一年版である。この報告書で政府の「透明性」transparency(政府がどれだけ明確に政策意図を伝えているかの度合い)についての各国ランキング(巻末表1)がのっているが、日本政府の透明性は比較対象国四九カ国の中でなんと、どん尻の四九位である。インドネシア、アルゼンチン、コロンビアなども日本よりは「透明性」が高いという評価である。

この評価は世界中の経営トップ、学者、有識者にアンケート調査をして集計したものであり、分析、調査の方法論がおかしいとの指摘も一部

にはあるが、世界中のリーダー層がそうした認識をしているという事実は、それなりに重要である。

法治国家においてはルールが誰の目にも明確であり、それに違反したときの罰則も明確でなければならぬ。日本の政府の「不透明性」の根本的な原因は、行政府に裁量的な権限がありすぎるためであろう。三権分立によるチェック・アンド・バランスの仕組みが健全な民主主義国家にとって不可欠であるが、日本の場合、国家の権力が行政府に集中しすぎている。立法府である国会は法律をつくり、行政府はその法律に基づいた権限を執行するわけだが、国会に提出される法案はほとんどすべて各省庁（行政官庁）が用意し、国会はほとんどの場合、無修正でそ

れをなかば自動的に立法化する。法律を使う省庁が法案を用意するから、当然、自分たちが使いやすいような法案を作る。特に、省庁にとって便利な裁量的な権限を法律に盛り込む。裁量性が大きいほど、国民にとって行政が不透明になり、予測可能性も低いものになる。

現在進められている司法制度改革は、以上のような不透明性を極力なくし、予測可能性も高く、国民にとって分かりやすく、使いやすい司法制度にしようとする試みである。

改革の基本となるものは、二〇〇一年六月に内閣の司法制度改革審議会がまとめた「意見書」である。「意見書」は今後の司法制度改革の基本理念と方向を示している。「意見書」の趣旨通りに改革が進むように、二〇〇二年一二月に

は司法制度改革推進法が制定され、その法律に基づいて内閣のもとに司法制度改革推進本部が設置された。さらに、この改革推進本部が「意見書」の趣旨どおりに改革を進めているかどうかを監視するために八人で構成される顧問会議が設けられた。筆者はこの顧問の一人である。「意見書」は司法制度改革が目指す二一世紀の日本社会の姿について、次のように指摘している。

「国民は、重要な国家機能を有効に遂行するにふさわしい簡素・効率的・透明な政府を実現するなかで、自律的かつ社会的責任を負った主体として互いに協力しながら自由かつ公正な社会を築き、それを基盤として国際社会の発展に貢献する」

「我が国が取り組んできた政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸改革は、過度の事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換を図り、地方分権を推進する中で、肥大化した行政システムを改め、政治部門（国会、内閣）の統治能力の質（戦略性、総合性、機動性）の向上を目指すものである。行政情報の公開と国民への説明責任（アカウンタビリティ）の徹底、政策評価機能の向上などを図り、透明な行政を実現しようとする試みも、既に現実化しつつある。このような諸改革は、国民の統治客意識から統治主体意識への転換を基底的前提とするとともに、そうした転換を促そうとするものである。統治者（お上）としての政府観から脱して、国民自

らが統治に重い責任を負い、政府もそうした国民に応えるものへ転換することである」

「二一世紀にあつては、社会のあらゆる分野において、国境の内と外との結びつきが強まる。驚異的な情報通信技術の革新等に伴って加速度的にグローバル化が進展し、主権国家の垣根が低くなる中で、我が国の確かつ機敏な統治能力を発揮しつつ、国際社会において名譽ある地位を占めるのに必要な行動のあり方が不断に問われる。我が国がこの課題に應えていけるかどうかは、我々がどのような統治能力を備えた政府を持てるかだけでなく、我々の住む社会がどれだけ独創性と活力に充ち、国際社会に向かつてどのような価値体系を発信できるかにかかっている」

「法の支配の理念に基づき、すべての当事者を対等の地位に置き、公平な第三者が適正かつ透明な手続きにより公正な法的ルール・原理に基づいて判断を示す司法部門が、政治部門と並んで、公共性の空間を支える柱とならなければならない。司法制度改革の柱は①国民の期待に応える司法制度とするため、司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする、②法曹の在り方を改革し、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する、③国民が訴訟手続きに参加する制度の導入等により、司法に対する国民の信頼を高める――の三本である」

「意見書」の具体的な提案の中には、法曹人口の大幅増加、裁判員制度の導入、法科大学院

の二〇〇四年四月からの設置、審理期間の半減、裁判所外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化、刑事司法や法曹の国際化などが盛り込まれている。

司法関係の社会的ニーズは経済・社会の複雑化、グローバル化等を背景に増大している。それを考慮すると、日本の法曹人口は不足している。法曹人口の総数はアメリカが九四万一〇〇〇人（法曹一人あたりの国民の数は約二九〇人）、イギリス約八万三〇〇〇人（同七一〇人）、ドイツ約二二万一〇〇〇人（同七四〇人）、フランス約三万六〇〇〇人（同一、六四〇人）に対して、日本は著しく少なく一九九九年で二万七三〇人（同六、三〇〇人）となっている。

国家試験である司法試験の合格者は長い間、

年間五〇〇人前後で推移し、一九九一年からようやく増加に転じ、一九九九年には一〇〇〇人に達した。それでも法曹人口は上記のように他国と比べて極端に少ない。そこで「意見書」は、現行の司法試験での合格者数を二〇〇四年には一五〇〇人とし、さらに法科大学院を含む新たな法曹養成制度により二〇一八年ごろまでの実動法曹人口を五万人規模にするとの目標を掲げている。

法曹の質向上も同時に必要である。たとえば、知的財産権関係の訴訟事件の処理の充実、迅速化に関しては、各国とも「知的財産権をめぐる国際的戦略の一部」として位置づけ、これを推進するための方策を講じている。そこでは、審理の迅速化も戦略的に重視されている。「意見

書」は、現在平均二三个月強もかかっている知的財産権関係訴訟の審理期間を半分に短縮することを目標に掲げている。

法科大学院の制度は、司法試験という一度だけの「点」のみによる選別でなく法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールを設置して「プロセス」としての法曹養成制度を目指すものである。

この「意見書」提案に呼応して既に、法科大学院設置に向けて積極的に動き出した大学も少なくない。ただ、これまで発表された法科大学院構想をみると、教育の自身が従来の法学教育の延長にすぎない感じがする。アメリカのいわゆるナショナル・ロースクールと比べると、特にこの点が問題のようである。アメリカでは、

ビジネスロー（企業法務）を中心とする教育が行われており、その結果、アメリカの法務サービス産業の国際競争力がきわめて高い。

日本の従来の法学部教育は公法、民法、刑事法等の伝統的な分け方で行われているが、現実の経済活動においては企業法務がきわめて重要である。企業がいくら良質の製品、サービスを生産、提供しても、法的な理論武装・体制が不十分だと、ますます激化する国際的なビジネス競争の中で不利になるばかりである。

必要な企業法務には、金融法、証券取引法を含む広義の商法、特許法、著作権法、コンピュター法など知的財産法、M & A 課税、金融取引課税、移転価格問題などを含む国際課税など租税法、独占禁止法、通商法など経済法、さら

に国際取引法などが不可欠である。

たとえばハーバード・ロースクールのカリキュラムをみると、二年生で会计学 (accounting) や税制 (taxation)、三年生で独禁法 (Antitrust Law)、比較法制度 (Comparative Law : The Role of Law in China) とか、国際金融、日本のローポリート・ガヴァナンス、法律と経済学、租税の経済学、東南アジアの法と社会、付加価値税、破産法、知的財産権、企業課税制度―など、幅広く現実のビジネスに直結した科目を用意しているのが分かる。

「意見書」が提案している裁判員制度は、刑事訴訟手続きにおいて、広く一般の市民が裁判官とともに責任を分担して協議し、裁判内容の決定に主体的に関与できるようにすることをね

らったもの。日本でも一九二八年から一九四三年までの間、刑事訴訟事件の一部について陪審制度が採用されていた。だが、現在では、一般市民の司法参加はきわめて限定的であり、それが司法制度を国民から遠いものとしていたと同時に、裁判の過程で国民の健全な社会常識が反映されにくいものとなっている。裁判員はたとえば選挙人名簿から無作為抽出したものを母体として選任される。対象事件は法定刑の重い重大犯罪にしぼる。裁判官と裁判員は評議において対等の権限を持ち、審理過程で証人等に対する質問権などを有する。ただ、機械的な多数決制はとらない。「裁判員が関与する意義は、裁判官と裁判員が責任を分担しつつ、法律専門家である裁判官と非法律家である裁判員とが相互

のコミュニケーションを通じてそれぞれの知識・経験を共有し、その成果を裁判内容に反映させる」ことにある。つまり、健全な社会常識を裁判に反映することに最大のねらいがある。

また、現在の法令のなかには民法の一部や商法など、きわめて読みづらい文章で、用語も現代社会に適応しない特殊なものが多用され、きわめて難解なものがある。この難解さも国民から司法を遠ざける結果となっている。

司法はいわば、スポーツにおけるゲームのルールのようなものであり、ルールはプレイヤーにも観客にも明確でなければならぬ。審判の裁量性はいらないし、それがあってはいいゲームは生まれない。

冒頭で指摘したように、政府の不透明性は日

本社会全体を不透明なものとしている。また、民間セクターが活力を持ち、富と文化の創造をするためには、規制も少なく、かつその規制も事前的な規制でなく事後監視型のものが望ましい。現状では、法律が国民一般にとってわかりにくいだけでなく、省庁にあまりに大きな裁量権を付与する格好になっているため、国家の権力が省庁に集中しすぎ、かつその大きな裁量性のゆえに政府とその政策を不透明であり、予見しにくいものとしてしまっている。

これではグローバルな「制度間競争」において日本のシステムが劣後し、結果として日本の社会が持つ潜在的な能力を圧迫してしまう。司法改革は「意見書」が強調するように、単なる制度の技術的な改革ではなく、経済・社会の開

表1 政府の政策の透明性

Ranking		
1	SINGAPORE	8.03
2	FINLAND	7.25
3	LUXEMBOURG	7.05
4	USA	6.95
5	NETHERLANDS	6.92
6	AUSTRALIA	6.79
7	IRELAND	6.69
8	ICELAND	6.69
9	CANADA	6.66
10	SWITZERLAND	6.55
11	AUSTRIA	6.24
12	CHINA	6.11
13	SPAIN	6.00
14	NEW ZEALAND	5.92
15	MEXICO	5.87
16	GERMANY	5.69
17	DENMARK	5.58
18	BELGIUM	5.55
19	ESTONIA	5.40
20	SLOVAK REPUBLIC	5.38
21	MALAYSIA	5.33
22	UNITED KINGDOM	5.26
23	BRAZIL	4.96
24	FRANCE	4.91
25	RUSSIA	4.89
26	ISRAEL	4.82
27	SOUTH AFRICA	4.75
28	NORWAY	4.73
29	GREECE	4.68
30	HUNGARY	4.67
31	SWEDEN	4.61
32	THAILAND	4.55
33	INDIA	4.46
34	CHILE	4.40
35	COLOMBIA	4.36
36	KOREA	4.11
37	HONG KONG	4.05
38	ITALY	4.00
39	PHILIPPINES	3.90
40	PORTUGAL	3.74
41	TURKEY	3.71
42	CZECH REPUBLIC	3.66
43	SLOVENIA	3.60
44	TAIWAN	3.57
45	ARGENTINA	3.37
46	POLAND	3.23
47	VENEZUELA	3.08
48	INDONESIA	2.73
49	JAPAN	2.52

The World Competitiveness Yearbook 2001 より

経済広報センター ポケット・エディション・シリーズ

※当センターホームページでバックナンバー全文を
ご覧いただけます。(http://www.kkc.or.jp)

◆一九九九年発行

NO.1

『夜明けの日本』を探る

(財)経済広報センター副会長 櫻井孝顕

第一生命保険(株)会長

NO.2

「経団連1%クラブと日本経済界の社会貢献活動」

経団連1%クラブ会長 若原泰之

朝日生命保険(株)会長

◆二〇〇〇年発行

NO.3

「岐路にたつ日本経済」

ジャーナリスト リチャード・カッツ

NO.4

「JCO事故と今後の原子力開発利用」

東京大学教授 近藤駿介

NO.11

「日本経済のイメージと実態」

日本経済新聞論説主幹 小島明

NO.12

「トヨタの環境への取り組みと広報」

トヨタ自動車(株)常務取締役 神尾隆

NO.13

「グローバルゼーションにいかに向き合うか」

(日本・EUジャーナリスト会議より)

欧州議会議員 エリー・ブロイ・ヴァンゴッソル

サン・マイクロシステムズ(株)会長 本田敏吉 ほか

NO.14

「eビジネスの将来と企業経営の変化」

(米国ビジネススクール教育者招聘プログラムより)

NO.15

「IT革命と日本経済の再生」

(株)日本総合研究所理事長 柿本寿明

NO.16

「ソニーの環境経営と情報開示」

ソニー(株)執行役員上席常務 佐野角夫

NO.5

「トップによる戦略的広報」

東レ(株)常務取締役 渡谷尚允

NO.6

「WTO交渉の行方と米国反ダンピング法の

問題点」

CATO通商政策研究部長 フリンク・リンゼイ

NO.7

「グローバル経済のもとでの日本企業の今後の

動向」(チャタムハウス・シンポジウム)

(財)経済広報センター副会長 櫻井孝顕

東京大学経済学部教授 伊藤元重 ほか

NO.8

「旧日本型モデルから新日本型モデルへ」

国際ビジネスコンサルタント

ジョージ・フィールズ

NO.9

「アジア経済危機の本質と日・アセアン関係の展

望(上)」

(ASEAN-ISIS東京会議より)

NO.10

「アジア経済危機の本質と日・アセアン関係の展

望(下)」

(ASEAN-ISIS東京会議より)

◆二〇〇一年発行

NO.17

「グローバルゼーションとニューエコノミー」

フランス国際関係研究所 副所長

ピエール・ジャック

NO.18

「米国ローカル・ジャーナリストの日本体験」

(米国ローカル・ジャーナリスト交流事業より)

NO.19

「資生堂のブランド戦略と広報」

(株)資生堂 役員待遇広報室長 鈴木奎三郎

NO.20

「米国新政権下の日米経済」

シンクタンクス・リュニオン・シンポジウムより

二世紀政策研究所理事長 田中直毅 ほか

NO.21

「見える政府・見える社会」

日本経済新聞論説主幹 小島明

NO.22

「企業経営・組織の変化および

今後のグローバルビジネス」

(米国ビジネススクール教育者招聘プログラムより)

経済広報センター
ポケット・エディション・シリーズ

NO・23

「放っておけない、私たちの教育」
(米・加・豪・英社会科学教育関係者招聘プログラム
より)

NO・24

「バッシングではなく―新たな日米関係の構築を」
(国際経済研究所(IIIE)C・フレッド・バーグステン
所長シンポジウムより)

NO・25

「輻輳する課題への対応―米国研究者による日本
への提言」

(米国シンクタンカー・シンポジウムより)

シカゴ大学経営大学院教授 ロバート・Z・アリ
バーほか

NO・26

「司法改革が目指す公開社会―透明で明確なルール
に基づく活力ある社会へ」

日本経済新聞論説主幹 小島明

④ 財団法人 経済広報センター ポケット・エディション・シリーズの発刊に際して

経済広報センターは、土光敏夫氏（第四代経済団体連合会会長）のイニシャティブによって一九七八年に設立された財団法人です。当時国内では、企業の存在意義、あり方が厳しく問われ、また海外では、台頭してきたアジアの経済パワー、すなわち日本の動向に注目が集まっておりました。そこで、日本企業の考え、行動、社会における存在意義などを広く内外にお伝えし、相互理解のチャネルとなるという志の下に、政府から独立した民間非営利組織として当センターが設立されました。

現在当センターは、経済界の政策提言や意見を社会にお伝えすることに力を入れています。そのような活動を支える基礎として、国内ではサラリーマン、消費者、ジャーナリスト、教育者、有識者との対話の機会を数多く設け、また、海外からは、多くのジャーナリスト、研究者、経済人、教育者を日本に招き、あるいは海外諸都市において日本の経済人、研究者による講演会やシンポジウムを開催するなどして、日本に関する理解の深化に努めております。

幸い、これら対話・講演・シンポジウムは、知識、情報、知見という観点からして深い内容となっております。会員各位から、当センター関係者のみが知るにとどめず、広く公共の財産として共有するに値するものであるとの指摘をいただきました。

そこでこれからは、内外における対話や講演会やシンポジウムの記録をまとめ、「経済広報センター・ポケット・エディション・シリーズ」として、逐次刊行することといたしました。会員の皆様のみならず、各界の方々に広く愛読いただければ幸いです。

このポケット・エディション・シリーズをより良いものとしていくために、各位のご教示を賜われれば、甚に存じます。

一九九九年一二月

財団法人 経済広報センター

財団法人 経済広報センター

経済広報センターは、財団法人として三九業界団体、一五六企業の賛助を得て、経済界の広報活動を展開して二〇年になります。

会長は今井 敬氏（経団連会長、副会長は、立石 信雄氏（オムロン会長）、榎原 稔氏（三菱商事会長）、荒木 浩氏（東京電力会長）、櫻井 孝頼氏（第一生命保険会長）、張 富士夫氏（トヨタ自動車社長）がつとめております。

活動は次の四つの柱で展開しております。第一に、経済界からの正確な情報や提言を国の内外へ発信する広報活動、第二に社会と経済界との双方方向のコミュニケーションを持続・発展させるための広聴、第三に、豊かな知識社会を創造するための教育界との対話、第四に、会員企業・団体に対する広報活動の支援など、各種サービスの提供です。

これからも皆様方のご意見を伺いながら、各界の方々にご参加いただく活動を幅広く展開していきたいと考えております。

（本シリーズの緑色は国内広報活動、青色は）
海外広報活動に関するものです。

経済広報センター

ポケット・エディション・シリーズ NO.26

発行 2002年4月19日

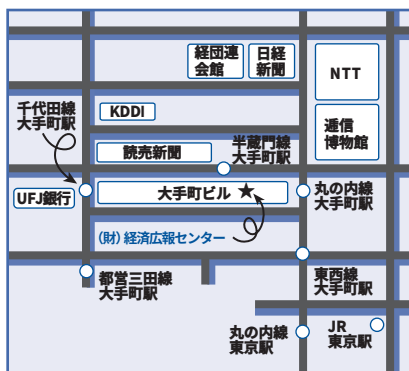
発行所 財団法人 経済広報センター

東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル

TEL: 03 (3201) 1411 FAX: 03 (3201) 5590

編集・発行人 田代正美

印刷 株式会社 大巧



財団法人 経済広報センター

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル7F
 webmaster@kkc.or.jp
<http://www.kkc.or.jp>